

所沢市都市計画法第34条第9号許可運用基準

I 休憩所（ドライブイン・コンビニエンスストア）

1 開発区域等

- (1) 開発区域は、市街化調整区域内に現に供用されている国道、県道又はこれらの道路に接続する幅員12メートル以上の市道で市長が指定した路線（以下「対象路線」という。）に6m以上有効に接すること。
- (2) 開発区域の規模は500平方メートル以上とする。
- (3) 対象路線からの出入り口が車輛及び歩行者の通行に支障のない位置に設けられていること。

2 予定建築物の規模等

- (1) 予定建築物は、次のいずれかに該当するものであること。
 - ア 自動車運転者及び同乗者に飲食物を提供し、休憩させるための有人の飲食店であって宿泊施設を有しないもの。
 - イ 終日又は長時間営業を行う、主として飲食料品を中心とした各種最寄品をセルフサービス方式で販売する有人の事業所で、その物品販売に係る部分の床面積が200平方メートル以下のもの（以下「コンビニエンスストア」という。）。
- (2) 管理施設（事務室、休憩室、更衣室等管理運営する上で通常付属すると考えられる施設。）を併設する場合、その床面積の合計は100平方メートル以下とし、施設と同一棟とすること。
- (3) 収用人員4人に一台の割合で算出した台数以上（コンビニエンスストアにあっては9台以上。）の小型四輪自動車及び1台以上の大型車の駐車ができる広さの駐車場が敷地内に有効に配置されていること。
- (4) 予定建築物の高さは10メートル以下とすること。

II 給油所

1 開発区域

- (1) 開発区域は、市街化調整区域内に現に供用されている国道、県道又はこれらの道路に接続する幅員12メートル以上の市道で市長が指定した路線（以下「対象路線」という。）に6m以上有効に接すること。
- (2) 開発区域の規模は500平方メートル以上とする。

(3) 対象路線からの出入り口が車輛及び歩行者の通行に支障のない位置に設けられていること。

2 予定建築物等の規模等

(1) 予定建築物等は対象道路を通行する車輛に揮発油、軽油、液化ガス等の燃料を給油充填するための施設である建築物又は第一種特定工作物とする。なお、次に掲げる施設を併設できることとする。

ア 自動車の点検・整備を行う作業場（床面積は50平方メートル以下とする。）

イ 洗車場

ウ 管理施設（事務室、休憩所、更衣室等管理運営する上で通常付属すると考えられる施設。）を併設する場合、その床面積の合計は100平方メートル以下とすること。

(2) 予定建築物の高さは10メートル以下とすること。

附 則

この基準は平成19年11月30日から施行する。

対象路線

1	市道2-2号線	約1.3キロメートル
2	市道2-869号線	約1.5キロメートル
3	市道1-731号線・市道1-732号線・市道1-818号線	約1.0キロメートル
4	市道2-1号線・市道2-1071号線	約1.3キロメートル
5	市道2-1号線・市道2-1099号線	約2.3キロメートル
6	市道2-1103号線	約0.9キロメートル
7	市道2-1098号線	約0.6キロメートル
8	市道1-1号線	約1.5キロメートル
9	市道3-983号線	約1.0キロメートル
10	市道3-1号線	約1.8キロメートル